

番号	機関名 (又は個人名)	意見の概要	文部科学省の考え方
第4章 ガイドラインの対象事業者について			
1	環境省	図表3の模式図における「最終処分」に「<u>1mSv/年を超えないものに限る</u>」と注意書きを加えていただきたい。 (理由) 図表3の模式図においては、「最終処分」とは必ずしも第3者に委託するものではないとのことであり、自ら産業廃棄物最終処分場に搬入することもあるとのことであるが、廃棄物処理法では産業廃棄物最終処分場について放射線量に関する規定をおいておらず、また放射線量に関する環境影響評価も行っていないことから、産業廃棄物最終処分場に搬入されることによる周辺の住民に対する健康や生活環境に関する影響を与えるおそれがあるため。	ご指摘を踏まえ、左記のとおり修文したいと思います。
第5章 製造事業者における放射線量率の測定、被ばく線量評価及び改善措置			
2	環境省	P12 (3) (ii) について下記のように修正されたい。 引き渡し先における被ばく線量が1mSv/年を超えると推定される場合及び評価できない場合は、<u>引き渡しを行わないこと。</u> (理由) 放射性物質に関する知見を有しない廃棄物処理を行う者に対して、被ばく線量が1mSv/年を超えると推定される放射性物質を引き渡すことは、放射性物質の安全な取扱いを担保できず、不適正な取扱いがされた場合に廃棄物処分業者及び最終処分場周辺住民の健康及び生活環境に重大な被害を生じるおそれがあるため。	ご指摘を踏まえ、左記のとおり修文したいと思います。
「解説」に関する意見			
3	環境省	P21 解説6について下記のように修正されたい。 廃棄物をすべて処分するのではなく、原材料としてあるいは他の用途へ再利用することは、<u>天然資源の消費を抑制し、</u>環境への負荷を軽減することになり (理由) ここで言う環境への負荷とは、天然資源の消費を抑制することであるため。	ご指摘を踏まえ、左記のとおり修文したいと思います。

4	環境省	P21 解説6について下記のように修正されたい。 本ガイドラインでは保管中の廃棄物の評価は発生事業者の責任とし、廃棄物が再利用のために別事業者に渡る場合は、被ばく線量評価に必要な情報を、出荷先の事業者を提供することを求めている。 <u>なお、産業廃棄物として埋立処分（中間処理を経由する場合を含む）することを意図して引き渡す場合には、廃棄物の発生者により1mSv/年を超えないことが確認されているため、の処理事業者は、流通業と同様に対象物を取り扱う時間が短いので、1mSv/年に達するような状況は考えにくく、本ガイドラインの対象事業者としていない。従って被ばく評価の義務は無い。しかし、廃棄物の発生者がとるべき処置として、産業廃棄物を引き渡すときには、その廃棄物の1メートル線量率と運搬に要する時間等からの現実的評価に基づき1mSv/年を超えないことを確認することとした。</u>	ご指摘を踏まえ、以下のとおり、修正したいと思います。 （修文案） 本ガイドラインでは保管中の廃棄物の評価は発生事業者の責任とし、廃棄物が再利用のために別事業者に渡る場合は、被ばく線量評価に必要な情報を、出荷先の事業者を提供することを求めている。 <u>なお、産業廃棄物として埋立処分（中間処理を経由する場合を含む）することを意図して引き渡す場合には、廃棄物の発生者により1mSv/年を超えないことが確認されているため、産業廃棄物の処理事業者は、本ガイドラインの対象事業者としていない。従って、同事業者は</u>被ばく評価の義務は無い。
---	-----	---	---